

お知らせ

人権相談は人権擁護委員へ

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、解決の手伝いをしたり、人権侵犯の被害者を救済をしています。一人で悩まずご相談してください。

- ☎ ①みんなの人権110番 ☎0570-003-110
- ☎ ②子どもの人権110番 ☎0120-007-110
- ☎ ③女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- ☎ ④インターネット人権相談(24時間受付)
https://www.jinken.go.jp
- ▶ ①～③開設日：月曜日から金曜日(8:30～17:15)
- ☎ 水戸地方法務局 ☎029-227-9919

電子図書館で雑誌を読めるようになりました

取手市電子図書館は、電子書籍を読むことができるサービスです。4月1日から新たに「TRC-DLマガジン」を導入し、約100タイトルの雑誌を読むことができるようになりました。

- ☎ 電子図書館にログインし、「読む」をクリック
- ☎ 市内在住・在勤・在学で図書館利用カードをお持ちの方
- ☎ 同時に20人までアクセス可能
- ☎ 取手図書館 ☎74-8361

食中毒を予防しましょう

- ▶ 食中毒予防の3原則
- ①つけない
こまめに手を洗いましょう。加熱処理をするものとしめないものは分けましょう。
- ②増やさない
食材は冷蔵庫・冷凍庫に入れて低温で保存しましょう。
- ③やっつける
食品の中心部まで十分に加熱しましょう。
※食中毒だけでなく、こまめに手を洗うことは感染症予防にも効果的です。
- ☎ 保健センター ☎85-6900

講座・講習

消防設備点検資格者講習

- 消防用設備等の点検を行うための資格取得講習です。
- ☎ 第1種：7月11日(月)～13日(水)、第2種：8月23日(火)～25日(木)
 - ☎ 茨城県建設技術研修センター(水戸市)
 - ☎ 受験資格保有者
 - ☎ 各先着100人
 - ☎ 3万384円～3万2,384円(講習区分で異なります)
 - ☎ 直接か郵送
 - ※申請方法など詳細は、ホームページでご確認ください。
 - ☎ (一社)茨城県消防設備協会 ☎029-226-9611

消防設備士受験準備講習

- 消防設備士試験を受験する方のための準備講習です。
- ☎ 共通：7月5日(火)、甲・乙第1類：7月25日(月)、甲・乙第4類：7月26日(火)、乙第6類：7月27日(水)
 - ☎ 茨城県建設技術研修センター(水戸市)
 - ☎ 消防設備士試験を受験する方
 - ☎ 共通：先着100人、共通以外：各先着30人
 - ☎ 7,700円～1万6,500円(講習区分で異なります)
 - ☎ 直接か郵送またはファクス
ファクス：029-226-9612
 - ※申請方法など詳細は、ホームページでご確認ください。
 - ☎ (一社)茨城県消防設備協会 ☎029-226-9611

在宅介護セミナー

- 当事者や介護者に負担のない安全で快適な介護技術の基本を紹介します。介護関連の就業にも生かれます。
- ☎ 6月2日(木)13:30～15:00
 - ☎ 取手ウェルネスプラザ
 - ☎ 宮脇貞夫氏(NPO法人活きる副理事長)
 - ☎ 市内・近隣在住の55歳以上
 - ☎ 先着20人
 - ☎ 無料
 - ☎ ①電話：5月17日(火)10:00受付開始
 - ☎ ②申込フォーム：二次元コードから
 - ☎ とりで生涯現役ネット ☎86-7088



とりで生涯現役セミナー

料理教室「アジフライ定食を作ろう！」

- ☎ 6月8日(水)10:00～13:00
- ☎ 取手ウェルネスプラザ
- ☎ アジフライ、アスパラとジャガイモのペペロンチーノ風、卵のスープ、ご飯
- ☎ 6人※多数は抽選
- ☎ 1,300円
- ☎ エプロン、三角巾、手拭きタオル
- ☎ 電話：5月22日(日)10:00～
- ☎ 5月23日(月)21:00※抽選結果は25日(水)10時以降電話連絡
- ☎ 取手ウェルネスプラザ ☎71-2122

相談

出張健康相談

- 保健師による健康相談を実施します。希望者には、血圧測定、尿検査も実施します。
- ☎ 5月23日(月)10:00～10:30
 - ☎ 藤代庁舎
 - ☎ 各回先着9人
 - ☎ 無料
 - ☎ 保健センター ☎85-6900

健康相談(骨の日)・予約制

- 骨健康度測定器を使用して、骨の健康度を測ります。希望者には血圧測定も行います。
- ☎ 6月10日(金)①9:50～10:00 ②10:20～10:30
 - ☎ 保健センター
 - ☎ 今年度、「骨の日」初参加の方
 - ☎ 各回先着9人
 - ☎ 無料
 - ☎ 電話：5月16日(月)から
 - ☎ 保健センター ☎85-6900

環境コラム 第5回

プラスチック資源循環促進法

☎ 環境対策課環境政策室 ☎内線1411

市は令和2年8月3日に、県内初となる「気候非常事態宣言」を表明しました。このコラムでは、地球温暖化や気候変動などの環境問題を取り上げます。私たちに何ができるか考えていきましょう。

取手市気候非常事態宣言 動画



プラスチック資源循環促進法

使い捨てプラスチック製品のごみの排出量を減らすため、令和4年4月1日に施行された法律です。プラスチックを扱う事業者や自治体が「3R(リデュース：ごみを減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再生して利用する)+Renewable(再生可能な資源に替える)」を意識した取り組みをすることで、循環型社会を目指します。

プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル

プラスチックの資源循環は、プラスチック製品のライフサイクル全体のさまざまな取り組みで実現します。日々の生活の中で、「プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル」に、ご協力をお願いします。

- ▶ えらんで
エコなプラスチック製品を選ぶ
- ▶ 減らして
使い捨てプラスチック製品のごみを減らそう
- ▶ リサイクル
プラスチック製品は分別してリサイクルに協力しよう

プラスチック製品のライフサイクル

